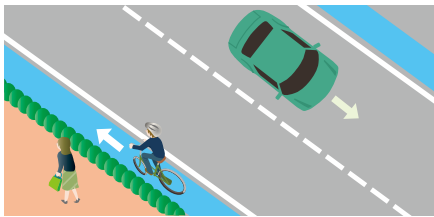


安全にサイクリングを楽しもう!

自転車は、通勤・通学など身近な交通手段として多くの人に利用されています。一方で、近年、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが問題となっており、自転車利用者が加害者となる事故で高額な賠償請求事例も発生しています。

知ってる? 守ってる? 自転車の交通ルール

- 1 車道通行が原則 (運転者が13歳未満の子どもや高齢者の場合、道路標識がある場合などは歩道通行可能)
- 2 車道は道路の左側に寄って通行
- 3 歩道を通行するときは歩行者優先。
自転車は車道寄りを徐行



- 4 安全に乗るためのルールを守る



夜間はライトを点灯する



横に並んで走らない

- 5 幼児・児童・高齢者はヘルメットを着用



絶対にやめましょう! 「ながら運転」

傘を
差しながら



大音量で
音楽を
聴きながら



スマホを
操作しながら



“自転車”の「あおり運転」も摘発対象です!

逆走、車両への幅寄せ、不必要な急ブレーキなどをしない



詳しくは県ホームページをご確認ください

福岡県 自転車 交通安全

検索 🔍



自転車保険への加入が義務化されます

歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる自転車事故が多くなっているを受け、県では自転車条例を改正し、令和2年10月1日から自転車保険への加入を義務化します。従業員に自転車を利用させる事業者、自転車貸付業者も対象です。

自転車利用者は、まずはご自身の保険の加入状況を確認しましょう。保険加入がお済みでない場合は、万一事故を起こしてしまったときに備え、9月末までに加入しましょう。また、事業者や学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

義務化の対象者

自転車を利用する人
(子どもが利用する場合はその保護者)

従業員に自転車を利用させる事業者

自転車貸付業者
※県への届け出義務があります

自転車保険の加入の仕方
や取り扱い事業者は
こちらから



未成年の人は
保護者と一緒に
確認しましょう



問い合わせ:生活安全課 ☎092-643-3167 ファクス092-643-3169